

市立高等学校への転校を希望する生徒・保護者の皆さんへ

道外の都府県から、保護者の転勤などによって生徒が札幌市立高等学校へ転校する場合の手続きなどは、次のようになっています。

◎ 転校できる場合

- ① 保護者の転勤などにより、保護者及び生徒が札幌市内（定時制については北海道内）に居住することが確実であること。
- ② 希望する高等学校に受入れの余地があること。
- ③ 希望する高等学校の転入学試験に合格すること。

◎ 転校の手続き

① 学校への相談・転学願

在学している高等学校の先生に相談し、上記①、②を確認の上、教育課程などを考慮して転校しようとする学校を決めてください。

その上で、在学している高等学校へ「転学願」を提出してください。

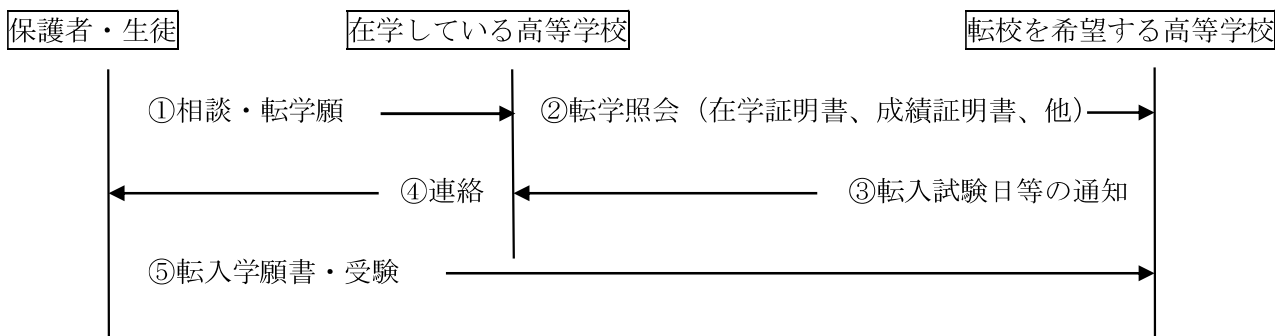
② 転学照会

転学願を受けた学校は、転校を希望する学校に「生徒の転学に関する照会」を行います。

その際、「在学証明書」、「成績証明書」を送付することになっています。（第1学年の場合、さらに「中学校の個人調査書の写し」、「学力検査成績証明書」が必要となることがあります。）

③ 転入学願書・受験

転入学を希望する高等学校に転入学願書を提出し、転入学試験を受験します。



◎ 転入学試験

- ・実施日は、高等学校によって異なります。（ただし、札幌市内等の全日制普通科の高等学校においては、同一日に実施されています。）
- ・全日制課程のほとんどの学校においては、通常「国語」「数学」「英語」の3教科の筆記試験と面接が実施されます。ただし、第1学年の生徒が4月に転校しようとする場合は、ほとんどの高等学校では筆記試験を実施せず、中学校の個人調査書、入学者選抜学力検査の成績、面接の結果等を総合的に評価して転入学を許可しています。

◎ 問合せ先 出願先（転校を希望する）高等学校又は次のところへ

札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 高等学校担当係

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル Tel (011) 211-3891

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html>